

## 2 使用の届出（群馬県の生活環境を保全する条例第65条）

### （1）届出事由

未指定地域が新たに地域指定され、現にその地域内で工場若しくは事業場が特定施設を設置しているとき又は未特定施設が新たに特定施設として追加され、現に指定区域内において工場若しくは事業場にその施設を設置しているとき

### （2）様式、提出部数

- ア 届出様式（記入例は騒音・振動規制法に準じます）  
騒音特定施設等使用届出書（様式第12号）
- イ 提出部数  
正本にその写しを1通添付（内容審査後、受理書及び届出書の写しをお渡しします）
- ウ 添付書類
  - a 特定施設の配置図
  - b 特定工場等及びその周辺の見取り図
  - c その他届出参考事項

### （3）提出期限

未指定地域が新たに指定地域になった日又は未指定施設が新たに特定施設となった日から30日以内に市長に届出する

### （4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係  
（〒372-0824 伊勢崎市柴町 954 番地 清掃リサイクルセンター21）  
TEL (0270) 27-2733  
FAX (0270) 27-5388

### （5）その他注意事項

- ア 「届出者欄」は、当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の職名・氏名を記入し代表者印を押印する。なお、法人における代表者とは、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされるものを言う。  
具体的には、代表取締役、代表社員、理事等である。
- イ 「工場または事業場の名称」欄は通称でなく正式名称を記入する。
- ウ 「工場または事業場の所在地」欄は、当該特定施設が設置される所在地を記入する。
- エ 「工場または事業場の内容」欄は、自動車部品プレス加工等、その事業内容を具体的に記入する。
- オ 「常時使用する従業員数」欄は、短期間のパート、アルバイトは含まない。なお設置する施設及び従業員数によっては、公害防止統括者若しくは公害防止管理者又は公害防止責任者の選任を必要とする場合がある。
- カ 「騒音の防止方法」の欄は、「別紙のとおり」とし、講じようとする措置の内容を明らかにするため、別紙にその具体的方法を記載するとともに図面、表等の資料を添付する。

県条例に基づく騒音特定施設（別表 1 2）

- 1 コンクリートブロックマシン
- 2 製びん機（原動機を用いるものに限る。）
- 3 ダイカストマシン

県条例に基づく振動特定施設（別表 1 3）

- 1 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 シェイクアウトマシン
- 4 オシレイティングコンベア
- 5 ダイカストマシン